磐田市公告

磐田市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律第13条第４項で準用する第11条第１項の規定に基づき公告し、農業振興地域整備計画の案及び変更しようとする理由を記載した書面（変更理由書）を下記１により縦覧に供します。

磐田市の住民（磐田市内に事務所を有する法人を含む）は、この農業振興地域整備計画の案について、下記２により磐田市に意見書を提出することができます。

また、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者等（所有者又はその土地に関し法律上保護される権原を有している者）は、この農用地利用計画の案に対して異議があるときは、下記３により磐田市に異議を申し出ることができます。

令和７年４月１日

磐田市長　草地　博昭

記

１　農業振興地域整備計画の案及び変更理由書の縦覧期間及び縦覧場所

⑴　縦覧期間

自　令和７年４月２日（水曜日）

至　令和７年５月１日（木曜日）

⑵　縦覧場所

磐田市役所　農林水産課

磐田市国府台３番地１

２　意見書の提出

⑴　提出先

磐田市役所　農林水産課（磐田市国府台３番地１）

⑵　提出方法

磐田市役所　農林水産課において配布する指定された意見書様式に必要事項を記入のうえ、提出先へ持参するか、郵送により提出してください。

⑶　提出期限

令和７年５月１日（木曜日）

⑷　提出にあたっての注意事項

提出先、提出方法、提出期限を遵守してください。

⑸　意見書の処理

提出された意見書については、その要旨及び処理結果を、農業振興地域整備計画を変更した旨の公告と併せて公告します。

3　異議の申出

⑴　申出先

磐田市役所　農林水産課（磐田市国府台３番地１）

⑵　申出方法

磐田市役所農林水産課において配布する指定された異議申出書様式に必要事項を記入のうえ申出先に持参するか、郵送により提出してください。

⑷　申出期限

令和７年５月１６日（金曜日）

⑸　申出に当たっての注意事項

申出先、申出方法、申出期限を遵守してください。